



埼玉県報

第 2 2 6 7 号
平成 2 3 年 3 月 4 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(警務課\)](#)
- [交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則\(地域課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [一般国道122号の供用開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わる事\(越谷建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 4 日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第 1 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

「生活環境第二課

第16条中「5 課」を「6 課」に、「生活環境第二課」を

サイバー犯罪対策課」

に改める。

第17条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号から第19号までを2号ずつ繰り上げる。

第18条の2第3号中「法律」の次に「（平成15年法律第83号）」を加える。

第20条の2を第20条の3とし、第20条の次に次の1条を加える。

（サイバー犯罪対策課）

第20条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯のうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
- (2) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に規定する援助及び犯罪の取締りに関すること。
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の規定によるインターネット異性紹介事業の規制に関すること。

第57条の6を削り、第57条の7を第57条の6とし、第57条の8を第57条の7とし、第57条の9を第57条の8とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月4日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第2号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則
交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1大宮警察署の項中

「日 進 交 番」を

「日 進 駅 前 交 番」に改め、同表越谷警察署の項中

「大 袋 交 番」を

「大 袋 駅 前 交 番」に改める。

附 則

この規則中別表第1大宮警察署の項の改正規定は平成23年3月5日から、別表第1越谷警察署の項の改正規定は平成23年3月19日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人幸手権現堂桜堤保存会

三 代表者の氏名

並木 克己

四 主たる事務所の所在地

埼玉県幸手市北一丁目六番九号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、幸手のシンボルである権現堂桜堤の大切な自然を守り、四季折々の権現堂桜堤とアジサイ・ヒガンバナの保護、育成、そしてその周辺の景観を楽しめる事が続けられる自然環境を守る事を目的とする。

さらには、権現堂桜堤の自然環境を守る事を通して、地球的な規模の自然環境貢献で国際協力にも関わり、広く公益に貢献することを目的とします。

（変更後）この法人は、幸手のシンボルである権現堂桜堤の大切な自然を守り、四季折々の権現堂桜堤とアジサイ・ヒガンバナ・水仙等の保護、育成、そしてその周辺の景観を楽しめる事が続けられる自然環境を守ることを目的とする。

また、権現堂公園の管理運営に携わることを通して、多様な活動を展開し、地域の活性化を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

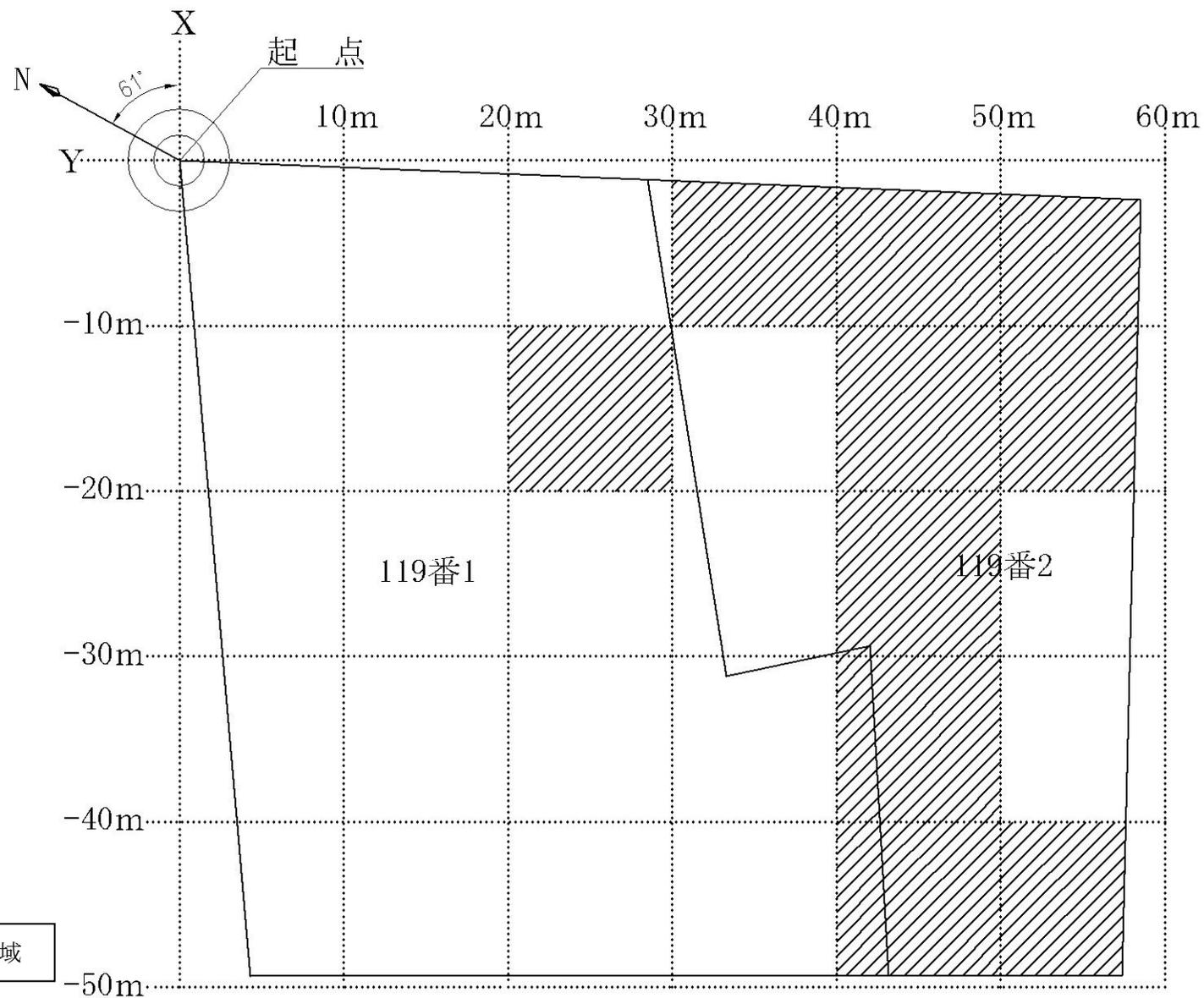
- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県鴻巣市市ノ縄字中耕地百十九番一の一部及び百十九番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物及びシアン化合物

別図

起点
起点は、鴻巣市市ノ縄
字中耕地119番1の最北
端とする。

格子の回転角 61度
起点を通り東西方向及
び南北方向に引いた線
並びこれらと平行して
10m間隔で引いた線に
より構成される格子を、
起点を支点に右方向に
回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域



告 示

埼玉県告示第二百四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

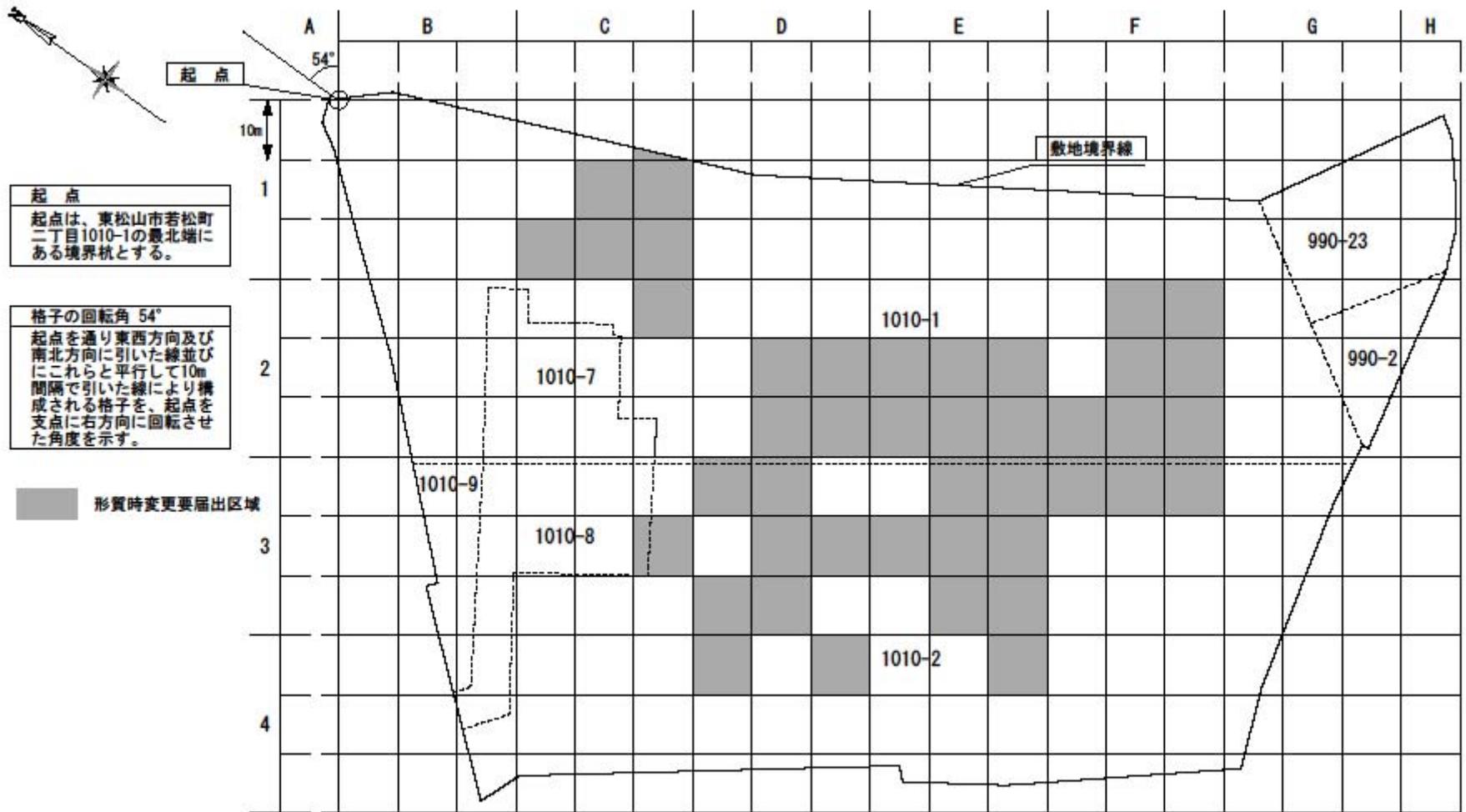
一 形質変更時要届出区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市若松町二丁目千十番一の一部、同番二の一部及び同番八の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

一・一―ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 一・一―トリクロロエタン

別図



告 示

埼玉県告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、
次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
熊谷市千代字萩山南九八の五
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

路線名	国道百二十二号
供用開始の区間	埼玉県蓮田市大字馬込字七番一五四四番一地先から埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込字四番七四一番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	平成二十三年三月八日 正午
備考	延長一〇六・八九メートル

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年六月十五日

指令川建セ第二一〇一八三〇号

二 検査済証番号

平成二十三年二月二十五日

川建セ第二二〇一二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷字池田五八一番一、五八一番四の一〇、五八

四番一〜三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区外神田三丁目九番二号

株式会社 丸三電機 代表取締役 竹村元秀

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十三年二月二十二日

指令川建セ第二二〇一二一一号

二 検査済証番号

平成二十三年二月二十五日

川建セ第二二〇一二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角字山後一四五一番六、一四五三番一、一四三〇

番二、一四五三番二の一部、一四五三番五の一部、町道一三五七号線の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間市鍵山一丁目七番十五号

株式会社 アキインターナショナル 代表取締役 築地晃久

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

一 建築協定の名称

三郷市早稲田三の一街区及び三の二街区建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県三郷市早稲田三丁目二番地十六

渡邊 竹治

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県三郷市早稲田三丁目二番地十六

告示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第九十九号	平成二十三年三月四日	埼玉県三郷市彦成四丁目一番一他	埼玉県越谷建築安全センター

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年二月十四日

指令越建セ第二一〇一四五一号

二 検査済証番号

平成二十三年二月二十八日

越建セ第四四三 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原五百四十二番、五百五十八番、五百五十九番三、五百六十五番、五百六十六番、五百六十七番、五百六十八番一、五百六十八番二、五百六十九番、五百七十一番、五百七十四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百三十一番地一
社会福祉法人 真善会 理事長 久保 善博

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年三月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十二年七月二十八日

指令越建セ第二二〇〇二二〇号

二 検査済証番号

平成二十三年二月二十八日

越建セ第四四五 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字前須賀七百番一、七百四番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県行田市大字下須戸九百十三番地

埼玉東部農業共済組合 組合長理事 並木 源榮

告 示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年三月四日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年三月十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十二年度埼玉県指定文化財の指定、保持団体の追加認定、指定名称の変更及び指定解除について

ロ その他

告示

埼玉県選管告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、久喜市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十三年三月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

施設の名称	久喜市栗橋コミ ユニティセンタ I
所在地	久喜市中里一〇四八番 地一
管理者	久喜市長
収容人員	ホール 一五五人 多目的室 二四人 和室 一〇人